

【JV 八つの規則】

JVは複数の建設会社が共同して工事を施工することを合意することから始まります。この合意は契約にあたり、それを書面にしたものが「共同企業体協定書」です。この協定書は、JVが請負契約を締結する場合に契約書に添付することとなっています。したがって、JVの請負契約の一部であり、構成員間の契約をも規定するものです。

また、JVは基本的に以下の8つの規則を定め、構成員間の信頼と協調が損なわれることがないように運営します。

- ①運営委員会規則・・・JVの最高意思決定機関である「運営委員会」の定め
- ②施工委員会規則・・・工事の施工に関する事項の協議決定機関の定め
- ③経理取扱規則・・・経理処理、費用負担、会計報告等に関する定め
- ④工事事務所規則・・・工事事務所における指揮命令系統や責任体制の定め
- ⑤就業規則・・・工事事務所における職員の就業条件等の定め
- ⑥人事取扱規則・・・管理者の要件、派遣職員の交代等に関する定め
- ⑦購買管理規則・・・協力業者並びに当該業者との契約内容決定手続き等の定め
- ⑧共同企業体解散後の瑕疵担保責任に関する覚書
・・・解散後の瑕疵に係る構成員間の費用の分担、請求手続き等の定め

共同企業体適正運営推進協議会において定められた「共同企業体運営モデル規則」を別ファイルでご紹介します。